採用に伴う赴任に係る交通費の支給について

大阪府（以下「府」という。）域外に居住されている方で、府立学校への採用に伴い、配属された学校（以下「勤務公署」という。）までの通勤を考慮して転居された方については、赴任旅費が支給されます。

支給範囲および支給基準について

① **赴任のために、府域外から生活拠点を移された方**の交通費が対象です。

② 赴任の際、随伴してきた家族（注）の交通費も支給されます。
※転居費（いわゆる引越代）は支給されません。

③ 交通費は、本人の転居前の住居から勤務公署までの経済的な通常の経路及び方法で算出します。

④ 航空機の利用については、北海道または沖縄県から赴任する場合、もしくは鉄道等を利用するよりも安価な場合及び所要時間が概ね３時間以上短縮できる場合のみ認められます。（後日確認を行いますので、**便名、利用区間及び金額を確認できるもの（搭乗券の半券・領収書等）を必ず保管しておいて下さい。**）

⑤ 船舶の利用については、鉄道等を利用するよりも安価な場合等に認められます。（自家用車の搬送、自家用車による転居を理由とする利用は認められません。）
（後日確認を行いますので、**利用した船会社を確認できるもの（領収書等）を必ず保管しておいて下さい。**）

（注）家族 － 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするもの

支給されない場合について

① 令和８年４月１日以降に転居した場合。

② 合格発表日以前に転居済みであるなど、採用されたことが転居の要因となっていない場合。

③ 府内での転居の場合。

④ 府域外の同一市内での転居など、通勤を考慮した転居とは認めがたい場合。

⑤ **自家用車の利用による転居の場合。**

支給手続きについて

① 『新規採用職員に対する赴任旅費の支給要領』に基づき、採用の発令日となる令和８年４月１日を基準とした交通費を支給します。

② 支給にあたっては、着任後の４月頃に各学校を通じて調査を行い、内容を確認の上、７月中旬頃の支給を予定しています。

③ 原則として、出願時に行政オンラインシステムに入力された住所を転居前の居住地とみなします。
（出願後に住所変更があった場合は、変更後のものを転居前の居住地とみなします。）

＝ 本件に関するお問い合わせ先 ＝

大阪府教育庁
教職員室 教職員企画課
財務・免許グループ
TEL：06-6941-0351（代表）　内線：6891